

信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・経済産業省告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○ 平成29年個人情報保護委員会・経済産業省告示第1号（信用分野における個人情報保護に関するガイドライン）

・ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2. 与信事業者の義務等</p> <p>(1) 個人情報の利用目的関係（法第17条～第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報</p> <p>1) 与信事業者は、法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又</p>	<p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2. 与信事業者の義務等</p> <p>(1) 個人情報の利用目的関係（法第17条～第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報</p> <p>1) 与信事業者は、法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又</p>

は第三者提供を行わないこととする。

① 法令（条例を含む。以下この2.(2)において同じ。）等に基づく場合

②～⑨

[略]

(4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係）

1)～4)

[略]

5) 個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第150条の規定により経済産業大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、経済産業大臣等。）に報告しなければならない。

個人データであるクレジットカード番号については、クレジットカード番号のみの漏えい等であっても、施行規則第7条第2号の規定する「不正に利用されることにより財産的被

は第三者提供を行わないこととする。

① 法令等に基づく場合

②～⑨

[略]

(4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係）

1)～4)

[略]

5) 個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第147条の規定により経済産業大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、経済産業大臣等。）に報告しなければならない。

個人データであるクレジットカード番号については、クレジットカード番号のみの漏えい等であっても、施行規則第7条第2号の規定する「不正に利用されることにより財産的被

害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するため、留意すること。なお、以下の場合には、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するものではない。

- ・ 個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えい等した場合
- ・ 無効化されたクレジットカードに係るクレジットカード番号が漏えい等した場合

(5)～(8)

[略]

### Ⅲ. ガイドラインの見直し

[略]

害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するため、留意すること。なお、以下の場合には、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するものではない。

- ・ 個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えい等した場合
- ・ 無効化されたクレジットカードに係るクレジットカード番号が漏えい等した場合

(5)～(8)

[略]

### Ⅲ. ガイドラインの見直し

[略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。